

令和7年産 畑地化支援・定着促進支援

○水田を畑地化※して高収益作物・畑作物の本作化に取り組む農業者を支援します。

※畑地化した水田は、水田活用の直接支払交付金の交付対象外となります。

[注意事項等]

- ✓借地を畑地化するときは、土地所有者の了解を得てください。
- ✓おおむね団地化されていることが要件です。
- ✓「水田農業高収益化推進計画」を策定した場合、産地交付金(高収益作物関係に限る)を支援開始から5年間受けられます。
- ✓申請後に、地域における話し合いに参加いただく場合があります。
- ✓畦畔や水路等を有することが分かる写真を撮影いただく予定です。
- ✓詳細については後日別途ご案内いたします。

対象作物	1 畑地化支援※3	2 定着促進支援
高収益作物※1 ○5年間高収益作物の作付・出荷が必要	10.5万円/10a (令和7年産単価)	2.0(3.0※4)万円/10a×5年間 または 10.0(15.0※4)万円/10a(一括)※5
畑作物※2 ○5年間高収益作物または畑作物の作付・出荷が必要		2.0万円/10a×5年間 または 10.0万円/10a(一括)※5

※1:高収益作物は主食用米と比べて面積当たりの収益性が高い作物(野菜・花き等)

※2:畑作物は高収益作物以外(大豆・そば・飼料作物等)。

※3:令和7年度における取組が対象。

※4:加工・業務用野菜等の場合。

※5:分割交付を基本としつつ、予算に残余がある場合に一括交付が可能です。

令和7年産 土地改良区決済金等支援

畑地化に伴い土地改良区に土地改良区決済金等を支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

☺対象者：令和7年度に畑地化に取り組む農業者

✓支援額：定額(上限25万円/10a)

米沢地域農業再生協議会事務局

米沢市産業部農政課農産担当(TEL:0238-22-5111 内線:4303)